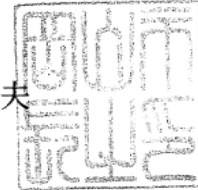


岡山市告示第 233 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 3 月 10 日

岡山市長 大 森 雅 夫



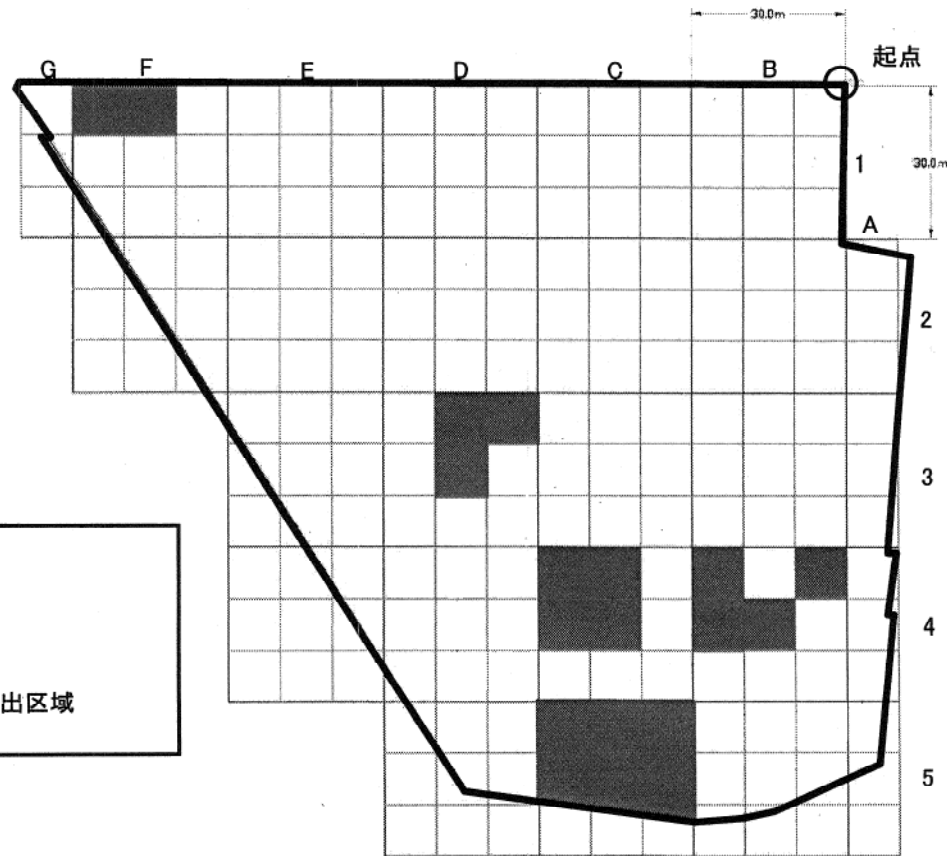
1 指定する区域

岡山市南区富浜町 2 番 2 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ 六価クロム化合物
- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物

別図



[凡例]  
 — 調査範囲  
 — 単位区画  
 ■ 形質変更時要届出区域



[起点]  
 起点は、南区富浜町2番2の最北端。

[格子の回転角度]  
 2°  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。